

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和58年1月にA社に入社して以来、当初から正社員で継続して現在まで勤務している。申立期間の1か月が厚生年金保険の未加入期間となっているが、給与明細書からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録により、資格取得日が昭和58年1月1日、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの1か月は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録などから、申立人は、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年12月26日付けでC社

会保険事務所（当時）が受け付けた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失年月日を平成4年1月31日から同年2月1日に訂正）の資格喪失時の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、申立期間に係る保険料についても、時効により納付できなかったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年12月1日から20年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を19年12月1日に、資格喪失日に係る記録を20年3月1日に訂正することが必要である。

また、申立人は、昭和20年3月1日から21年2月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC事業所D支部における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を20年3月1日に、資格喪失日に係る記録を21年2月9日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC事業所E支部における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和21年2月9日に、資格喪失日に係る記録を22年8月15日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、21年2月及び同年3月を80円、同年4月から22年5月までの期間を90円、同年6月及び同年7月を100円とすることが必要である。

申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC事業所F支部における資格の取得日に係る記録を昭和22年8月15日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年12月1日から20年3月1日まで
② 昭和20年3月1日から21年2月9日まで
③ 昭和21年2月9日から22年8月15日まで
④ 昭和22年8月15日から同年12月1日まで

私は、昭和13年4月からA社に勤務し、兵役のために17年3月から休職したが、19年5月に同社に復職した。

申立期間①については、昭和19年12月にA社B支店へ転勤し、申立期

間②については、20年3月からC事業所D支部へ出向し、申立期間③については、同事業所E支部に、申立期間④については、同事業所F支部に転勤し、25年12月にA社へ復職した。

しかし、申立期間①から④までの年金記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、申立人が勤務していたA社の保管する従業員名簿により、申立人は、申立人の供述のとおり、昭和13年4月からA社に勤務し、17年3月1日に入営のため休職した後、19年5月21日に同社に復職し、20年3月1日付けでC事業所B支店に出向していることが確認できる。

また、上記従業員名簿により、C事業所に出向後は、昭和21年2月9日付けで同事業所E支部員、22年8月15日付けで同事業所F支部員として発令を受けた後、25年12月26日付けでA社に復職し、同日付けで同社G支店に勤務していることが確認でき、申立人は申立期間①から④までの間、継続して勤務していることが確認できる。

一方、申立人が申立期間において同僚として名前を挙げた者のうち、申立期間①から④までのそれぞれの事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者がいる（申立期間①は7人中3人、②は11人中5人、③は7人中2人、④は9人中5人）上、申立期間①から④までに係る事業所の被保険者名簿を見ると、健康保険番号の欠落及び資格取得日の遡及訂正が行われている者が多数見受けられ、これらの状況については、被保険者名簿が戦災により消失したため、戦後しばらく経過した後、当時事業所に在籍していた者を対象に現存する被保険者名簿を再生したものと推認でき、それ以前に退職又は転勤した者については被保険者記録が復元されなかったものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなさない状況の下で、その原因がいずれにあるのかを特定することは困難である。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間①から④までの期間を継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して判断すると、申立期間①の事業主は、申立人が昭和19年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年3月1日に喪失した旨を、②の事業主は、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年2月9日に喪失した旨を、③の事業主は同年2月9日に資格を取得し、22年8月15日に喪失した旨を、また、④の事業主は同年8月15日に資格を取得した旨を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行うとともにそれぞれの期間の保険料を控除していたと認めるのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記従業員名簿の俸給額から①及び②については、80円、③については、昭和21年2月及び同年3月を80円、同年4月から22年5月までの期間を90円、同年6月及び同年7月を100円とし、④については、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年6月1日まで

私は、在籍していたC社の命令により、昭和20年3月からA事業所へ出向し、申立期間当時は、A事業所B事務所に勤務していた。

昭和24年4月1日付けで、A事業所本部に転勤命令があったものの、A事業所B事務所での残務処理に追われ、継続して勤務し、同年5月まではA事業所B事務所から給与を受け取っていたのに、同年4月1日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC社発行の従業員名簿から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和24年6月1日にA事業所B事務所からA事業所本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和24年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に廃止されており、事業主に確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(23万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

私は、平成 16 年 12 月 15 日に、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金記録が無いので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成 16 年 12 月 15 日に支給された賞与から、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る標準賞与額の届出を行っていないとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（14万2,000円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月23日から同年9月9日まで

私は、ねんきん定期便をもらったが、A社からB社へ転勤した後の昭和55年5月23日から同年9月9日までの期間については、営業手当の現物支給があったので、標準報酬月額を調査してもらおうよう年金事務所に申し出たところ、元の記録である14万2,000円から10万4,000円と訂正した旨の回答書が送付されてきた。

私が保管する給与明細書を見ても、申立期間について、厚生年金保険料は減額されておらず、標準報酬月額を14万2,000円から10万4,000円と訂正されたのは誤りである。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録訂正事跡入力履歴によれば、当初、オンライン記録では申立人の申立期間に係る標準報酬月額は14万2,000円であったところ、年金事務所は、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の標準報酬月額が10万4,000円と記載されていることから、平成22年11月29日に10万4,000円に訂正していることが確認できる。

しかしながら、企業年金基金連合会が管理しているC厚生年金基金加入員台帳及びD健康保険組合が保管する記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は14万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、C厚生年金基金及びD健康保険組合は、資料は残っていないが、申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険の3種類が複写式の届出用紙により行われていたと考えられるとしていることから、事業主が申立人の標準報酬月額を10万4,000円として社会保険事務所（当時）に届出を行った

とは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（14万2,000円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日及び16年3月25日

私は、平成15年7月25日及び16年3月25日にA法人から賞与を支給された。所持している当該期間の勤勉手当明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立事業所の夏期勤勉手当明細書及び期末勤勉手当明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額（16万9,000円）に見合う厚生年金保険料（1万1,475円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る標準賞与額の届出を行っていないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（16万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和26年2月1日、資格喪失日は同年5月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和26年2月から同年4月までの標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年8月から23年8月2日まで
② 昭和24年10月10日から26年2月1日まで
③ 昭和26年2月1日から同年12月まで
④ 昭和27年2月から同年11月まで

私は、B社(後のC社)に昭和21年8月から26年1月末まで勤務していたにもかかわらず、同事業所の厚生年金保険被保険者記録は23年8月2日から24年10月10日までになっていることに納得できない。

また、A社(現在は、D社)に昭和26年2月1日から同年12月末まで、27年2月から同年11月末まで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

なお、昭和26年2月1日から同年5月31日までのE社に係る被保険者記録があるが、当該事業所には勤めたことは無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人が記憶する同僚等の供述から、時期は不明だが、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人は申立期間③のうち、昭和26年2月1日から同年5月31日まではE社において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、一方、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、26年2月1日から同年5月31日までの厚生年金保

険の被保険者記録に係る事業所の名称がA社となっていること、ii) A社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号『26～43』が欠番になっていること、iii) A社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号『25』の被保険者とE社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号『26』の被保険者の資格取得日を見ると連続性があること、iv) 申立人が記載されているE社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている他の被保険者17人のうち、オンライン記録により事業所名が確認できる4人は、申立事業所が名称記号変更後のD社の記録になっており、申立人のみが当該名簿が綴られているE社の記録になっていること、v) A社の商業登記簿から、同社設立時の役員と同姓同名の被保険者の記録がE社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できるなど、不自然な記録が確認できる。

このことについて、年金事務センターは、「断言はできないが、A社の名簿に健康保険番号『26～43』の名簿が見当たらないことから、当該名簿はA社のものの可能性がある。」としており、申立人のA社の記録を誤ってE社の記録として処理した可能性がある。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和26年2月1日、資格喪失日は同年5月31日であると認められる。

なお、昭和26年2月から同年4月までの標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において申立事業所の標準報酬月額が4,000円と確認できることから、4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち昭和26年5月31日から同年12月まで及び申立期間④については、申立事業所の承継事業所（D社）は、「本件申立てについては、昭和45年以前の資料は保存されていないため詳細が不明である。」と回答しており、また、当時の役員は死亡又は所在不明のため、当時の状況を確認することができず、申立人を記憶する同僚2人からも、申立人の保険料控除についての供述は得られなかった。

また、申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿に健康保険番号に欠番は無く、ほかに申立人が申立期間③のうち昭和26年5月31日から同年12月まで及び申立期間④において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③のうち昭和26年5月31日から同年12月まで及び申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①及び②については、申立人が記憶する同僚等の供述から、時期は不明だが、申立人が申立事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の記憶する同僚2人の申立事業所に係る被保険者

資格取得日の記録は、自身の記憶する入社時期から、2年後及び2年8か月後となっており、また、申立人の記憶する入社時期（昭和21年8月）から申立事業所に係る被保険者資格取得日（昭和23年8月2日）までの期間も、2年後となっていることから、申立事業所は、当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に係る申立事業所の被保険者記録は、昭和23年8月2日に資格取得し、24年10月10日に資格喪失しており、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①及び②に係る健康保険番号の欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立期間②の期間に被保険者資格を取得している同僚2人は申立人を覚えておらず、ほかに申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和54年1月から同年3月までの保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から48年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間①について、私がA市に嫁ぐ前で忙しくしていた時期であり、国民年金には加入していなかったが、婚姻後、A市の自宅に集金人が来て「今ならまとめて払えます。これは国民の義務です。」と言われたので一括で保険料を納付し、仮領収書のようなものを受け取った記憶があるのに、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、B年金事務所から保険料は還付済みであると回答されたが、私自身受け取った記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日は、昭和48年4月1日となっていることが確認でき、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保有する国民年金記録表においても同日であることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、集金人が自宅に来て申立期間①の国民年金保険料を請求されたと主張しているが、申立人と連番で昭和48年4月に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫も申立期間①(厚生年金保険の被保険者期間は除く。)は未加入期間とされており、集金人が申立期間①当時、集金に来ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る保険料の納付状況について、「集金

人が2度自宅に来た。1度目は納付の説明を受け、2度目に納付した。」としているものの、「納付時期及び納付金額は覚えていない。」としており、申立期間①当時の記憶が明確ではない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の所持する納付書・領収証書から当該期間の保険料を申立人が納付した日は時効到来後の昭和56年10月16日であることが確認でき、当該保険料は、制度上還付することとなる。

また、国民年金被保険者台帳にも還付金額及び還付期間が具体的に記載されており、当該記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和54年1月から同年3月までの保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和42年10月から50年3月まで

私は、昭和49年4月の結婚を機に、妻がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行い、その際に、市役所の職員から今なら特例納付ができると聞いたので、20歳に到達した42年*月から49年3月までの保険料を一括で特例納付した。

支払済の領収書を張り付けていた年金手帳は廃棄したので、保険料を納付したことを証明できるものは残っていないが、間違いなく当該期間の国民年金保険料は納付した。

また、加入手続を行った昭和49年4月以降は、妻が、妻と私の保険料と一緒に納付していたのに、妻だけが納付済みで、私は未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、「昭和49年4月に私が夫の国民年金の加入手続を行った時に、一括で遡れる全ての保険料を納付し、同月以降は夫婦二人分の保険料を各期毎に納付していた。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録により昭和50年11月頃に払い出されたものと推認され、申立人の妻が申立人の加入手続を行ったとする時期とは符合していない。

また、当該払出時点では、申立期間のうち、昭和42年10月から48年3月までの保険料は第2回特例納付により、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付によりそれぞれ納付することは可能であったものの、48年4月から同年9月までの保険料は第2回特例納付による納付対象期間ではなく時効により納付できない。

さらに、申立人の妻は、一括で遡れる全ての保険料を納付したと主張するのみで、特例納付による保険料の納付方法、納付場所に関する記憶は曖昧である上、特例納付保険料の納付書は、基本的には過年度保険料及び現年度保険料の納付書とは別々に発行されるものであるところ、申立人の妻は、保険料を一括して納付した際の領収書は1枚のみであったと説明しており、申立期間の保険料の納付手順等と符合しない。

加えて、申立人の妻は、遡って一括で納付したとする保険料の総額についての具体的な記憶は無く、申立期間の保険料は月額1,000円程度だったとしているところ、当該金額は昭和50年度の月額保険料の1,100円とほぼ一致していること、及び申立人のA市の被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和50年11月頃）において、50年度の保険料をまとめて現年度納付したことがうかがえることから、当該保険料納付を申立期間の保険料納付と混同している可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1168 (事案 957 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 62 年頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 62 年頃まで

私は、昭和 58 年頃に住民票上の住所地を A 区のまま、B 市に住所を異動した。その後、友人が郵送か持ってきてくれたかは不明であるが、国民年金保険料の納付書が手元に届き、昭和 60 年頃、C 銀行の D 名義の預金口座から現金を引き出し、約 3 年分の保険料 (20 万円程度) を納付した。

また、一括納付した後は、1 年又は 2 年程度、毎月保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

今回、申立期間を保険料を確実に納付した期間とするので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間 (前回の申立ては、昭和 57 年 4 月から平成 5 年 3 月まで) に係る申立てについては、i) 申立人が B 市役所で国民年金の加入手続を行ったとする時期 (昭和 59 年 6 月又は 7 月頃) は、同市に住民票を異動した平成元年 7 月 1 日以前であることから、申立人の主張する時期に同市において加入手続を行うことはできないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点 (平成元年 7 月又は 8 月頃) では、申立期間の一部の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立人が口座振替により保険料を納付していたとする C 銀行の預金取引明細表では、口座振替により保険料を納付していた記録は確認できないこと、iv) 申立人が B 市役所で加入手続を行った際に、納付可能な期間の保険料を約 3 年分まとめて納付書で納付したとしているが、同市は社会保険事務所 (当時) に代わって過年度納付書の作成は行っていなかったとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月

1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間について、確実に保険料を納付したとする期間に変更し、申立内容を友人がA区からB市へ郵送又は持ってきてくれた納付書により保険料を納付したとしているものの、新たな資料等の提出は無い上、申立人が現金を引き出して保険料を納付したとするC銀行の申立期間当時の預金取引明細表は、保存期限を過ぎているため確認できない。

また、今回、オンライン記録によれば、申立人と氏名、生年月日及び昭和57年3月当時の住所が一致する被保険者の国民年金手帳記号番号が確認できたことから、当該手帳記号番号が申立人の記録である可能性が高いものの、当該手帳記号番号に納付記録は無く、不在被保険者と処理されていることが確認できる上、A年金事務所が保管する「年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）」でも、当該手帳記号番号の納付記録は、20歳到達時の52年*月から同リストの作成時点までの間は未納とされ、区分の欄に「フザイ」と記載されていることが確認できる。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号が申立人の記録であった場合、申立人が不在被保険者と取り扱われていたことについて、A年金事務所は、「申立人に係る改正原附票により、昭和57年3月29日に住所を定めたA区の住所地が58年3月24日に職権消除となったことが確認できることから、当該情報が同区役所から社会保険事務所に報告されたことにより、不在被保険者と処理されたもので、当該不在被保険者に納付書は送付していなかった。」とし、また、A区役所は、「申立人の住民票上の住所地が職権消除となった以降は、国民年金保険料の納付書は送付していないと思う。」としていることから、申立人がB市において保険料を納付したとする60年当時、不在被保険者として取り扱われていた申立人に対して同区役所及び社会保険事務所が納付書を作成していたとは考え難い。

加えて、申立期間は55か月以上と長期間であり、申立人が納付した保険料について、連続して事務処理の誤りが生じたとは考え難い上、申立人が納付書を郵送又は持ってきたとする友人の所在を確認できないことから、申立内容を裏付ける関係者の供述は得られない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

私は、昭和46年2月にA町役場（当時）で婚姻届をした際、国民年金への加入を勧められたことから、国民年金に夫婦で一緒に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付したにもかかわらず、申立期間について妻は納付済みで自分だけが未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月にA町役場で婚姻届をした際、国民年金への加入を勧められたことから、国民年金に夫婦で一緒に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付したと申し立てしているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、前後の任意加入者の資格取得日などから、46年2月頃に払い出されたものと推認され、申立人が当時、同町役場に出向いたこととはうかがわれる。

しかしながら、申立人の記号番号は、妻の記号番号の前後には見当たらない上、A町を管轄していたB社会保険事務所（当時）で払い出された記号番号*は、前後の任意加入者の資格取得日などから、昭和51年10月から同年11月頃までに払い出されたものと推認され、払出時期から申立期間の保険料の大半は、時効により納付できないほかに、申立期間当時、同町において申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直後の昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料は、前述の記号番号が払い出された後の52年12月に一括で過年度納付されていることが確認できるものの、当該過年度納付時点で、申立期間の保険料は時効により申立人は納付できなかった

ものと考えるのが自然である上、過年度分の国民年金保険料は、社会保険事務所（当時）での取扱いとなるため、市町村の集金人に対する納付は考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、集金人の所属、氏名、性別などについて覚えておらず、集金人について特定できないことから、申立内容を裏付ける関係者の供述は得られない。

なお、申立人に対して、婚姻前にC町を管轄していたD社会保険事務所（当時）で払い出された記号番号*は、前後の任意加入者の資格取得日などから、昭和44年4月から同年6月頃までに払い出されたものと推認されるどころ、国民年金被保険者台帳において当該番号で納付された昭和44年度の保険料は転記されており、その期間を除き、41年度から49年度の保険料については未納と記載されていることが確認でき、その記録はオンライン記録とも一致する。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私は、申立期間当時、大学生であったが、私が20歳になったのを契機に、母親がA町役場で国民年金の加入手続をし、毎月、地区公民館で集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、申立期間の納付の記録が無いのは納得がいかないもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、前後の番号の被保険者記録から平成3年4月頃に払い出されたことが推認され、申立人は、同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人は、平成3年4月1日に資格取得し、4年4月1日に資格喪失をしていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は申立期間当時は大学生であったとしているところ、大学生が国民年金の第1号被保険者（強制加入）となったのは、平成3年4月以降であり、申立期間は任意加入期間であることから、同年4月の時点では遡及して国民年金の被保険者となることができない。

加えて、申立人は、国民年金の加入及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、「昔のことなのではっきり覚えていない。」とし、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私は、申立期間当時、A市立B小学校PTAの集金役員に国民年金保険料を納付しており、私自身も長男が入学してからは、集金役員をしていたこともある。

A市役所から1年分の納付書が送られてきたので、毎月納付書と5,000円弱の保険料を集金役員に渡し、同市B出張所で領収印を押された領収証書を受け取っていたのに、申立期間の国民年金記録が無いのは、納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、A市立B小学校PTAの集金役員に納付したとしているところ、同市役所が保管する国民年金納付者リストの得喪記録及び国民年金被保険者記録票の得喪履歴を見ると、いずれも、申立人は、国民年金に昭和52年8月29日に任意加入し、58年5月31日に資格喪失した後、61年4月1日に第3号被保険者として再加入し、平成9年2月21日に再度、資格喪失した旨の記録が確認でき、当該記録はオンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、「A市役所から1年分の納付書が送られてきた。小学校の集金役員に保険料を渡し、その数日後、同市役所B出張所で領収印を押された領収書をもっていた。」としているが、A市役所は、「納付組織を通じて納付する場合には、本人に納付書を送付することは無く、納付組織に納付書を送付していた。また、B出張所は昭和35年6月1日をもって廃止されている。」と回答しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額について、「5,000円弱であった。」としているところ、申立期間のうち昭和58年度の月額保険料は

5,830円、59年度は6,220円及び60年度は6,740円であり、申立人の主張する保険料額と相違している。

加えて、申立人は、申立期間前から現在まで継続してA市に居住しており、姓にも変更が無いことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から54年11月まで

私が20歳になった時、同居していた義姉は婦人会に入っていたことから、婦人会を通して私の国民年金の加入手続を行うとともに、保険料を納付していた。就職した昭和52年4月から婚約した54年10月までの間は自分の収入で保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者名簿に記載された資格取得の届出を受付した日付及び申立人の第3号被保険者資格取得の処理日等から、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和61年8月から9月頃に払い出されたものと推測されるが、申立期間当時、別番号が払い出されていた形跡は確認できないことから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は大学発行の在籍期間証明書により、申立期間のうち、昭和49年5月から52年3月までは学生であったことが確認できることから、当該期間は任意加入期間となるため、遡って資格取得はできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の義姉から聴取したところ、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について直接行った記憶は明確では無いとしている上、当時の納付組織についてもA市B区に参考資料等は保存されていないため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月20日から同年10月13日まで
② 昭和29年2月15日から同年3月29日まで
③ 昭和29年5月1日から32年7月19日まで

平成21年頃、ねんきん特別便が自宅に届いたので、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認してもらったが、A社、B社及びC社内にあるD事業所に勤務していた期間は、脱退手当金が支給済みであると言われた。

D事業所退職時に、会社から脱退手当金の説明は無く、退職金も受け取っていないので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後に脱退手当金が支給されていることから、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立事業所において、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後1年間に資格を喪失し、脱退手当金を受給している11人のうち、9人は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、同社が脱退手当金の代理請求を行っていたものと考えられる。

なお、申立人が申立期間の前に勤務していたE社F工場については、脱退手当金が未請求となっているが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたこと及び被保険者名が異なっていたことから、前述のとおり、C社が脱退手当金の代理請求を行っていたと考えられることを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和32年9月19日に支給決定されているが、当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が退職の際に、脱退手当金を受給することに不自然さは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当た

らない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2016 (事案 1616 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 12 月 1 日から 63 年 5 月 26 日まで A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間が未加入となっており、納得できない。

前回、記録訂正のあっせんは行わないとの通知を受けたが、委員会の判断の理由に「申立人は、「昭和 54 年秋ごろ（9 月から 11 月ごろ）に病院に行くのに被保険者証をもらおうとしたが、作られていなかった。」としていることから、申立期間において健康保険に加入していなかったことがうかがわれる。」と記載されているが、昭和 54 年 6 月からは勤務しており、給与からは健康保険、厚生年金保険及び失業保険料が控除されていた。

また、私が休んでいた期間は、住んでいた社宅に社会保険事務担当者が厚生年金保険料を徴収に来ていたので、支払っていた。その際、保険料について、「働いている人は半分会社が払いますが、休んでいる期間は全額払ってください。」とのことであり、全額支払った。社会保険事務担当者にもそのことをよく聞いてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者及び申立人が名前を挙げた者に照会した結果、申立人が申立期間に申立事業所に在籍していたことは推認することができるが、i) 申立人の雇用保険の加入記録を見ると、申立事業所において昭和 51 年 12 月 1 日に加入し、54 年 3 月 31 日に離職し、その後、同年 10 月 1 日に再度加入していることが確認でき、申立期間のうち同年 3 月 31 日を除いて加入記録は無いこと、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、54 年 3 月 31 日の被保険者資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納している記録が確認できるところ、申立人は、「昭和 54 年秋ごろ（9 月から 11 月ごろ）に病院に行くのに被保険者証をもらおうとしたが、作られて

いなかった。」としていることから、申立期間において健康保険に加入していなかったことがうかがわれること、iii) 54年3月については、申立事業所の当時の社会保険事務担当者は、「よく覚えていないが、給与は勤務日数に応じて支給する日給制であったため、月の途中で仕事を休むような場合、給与支給額が少ないのに厚生年金保険の被保険者資格があると1か月分の厚生年金保険料が控除されるので、被保険者資格の月末喪失という措置を採っていたのではないかと思う。その場合、保険料は控除していなかった。」と回答している上、申立人の健康保険の給付状況を見ると、54年3月12日までの期間に係る出産手当金が給付されていること、及び申立人も同年3月は勤務していなかったとしていることから、同年3月分の保険料は控除されていなかったことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、昭和54年6月からは勤務しており、給与から健康保険、厚生年金保険及び失業保険の保険料が控除され、休んでいた期間については、社宅に社会保険事務担当者が厚生年金保険料を徴収に来ていたので、保険料を支払っていたと主張しているものの、申立事業所の当時の社会保険事務担当者に再度聴取しても、「申立人が仕事を休んでいた期間や仕事復帰した時期については分からない。申立人が休んでいた期間の厚生年金保険料等の徴収は行っていない。出産等で仕事を休む場合は、被保険者に保険料を全額負担してもらっていたが、集金に行ったことはない。また、会社を長期間休むため、一旦健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の資格を喪失させていた従業員の仕事復帰に伴い、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続きを行っていない場合は、給与から保険料は控除していなかった。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2017 (事案 1221 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から平成 19 年 10 月 25 日まで
私は、A社に正社員として昭和 47 年 1 月 10 日に入社し、50 年 4 月末日まで勤務した。私が申立事業所を退社した理由は、様々な嫌がらせを受けたためであり、また、退社後も申立事業所のせいで不法侵入などの被害を受けている。

申立期間は、申立事業所で働いていないが、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

新たな資料は無いが、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所から発行された退職証明書により、申立人は、昭和 50 年 4 月 30 日に申立事業所を退職していることが確認できる上、申立人自身も申立期間において申立事業所に勤務していないことを認めており、申立人が、申立期間に申立事業所において、厚生年金保険に加入することはできないこと、ii) オンライン記録では、申立人は申立期間のうち、1 か月の未加入期間 (昭和 58 年 7 月) を除き、国民年金又は別の事業所での厚生年金保険に加入していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から申立期間に係る新たな資料の提出は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月から同年 12 月まで

私が、A社を退職する直前の平成 9 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額が、直前の金額（44 万円）より 6 万円も低くされている。定時決定の基となった同年 5 月から 7 月までの給与支給額の平均額が 38 万円というのは考えられないので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（38 万円）が、当時の給与支給額（44 万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立事業所から提出された申立人に係る平成 9 年分の賃金台帳により、申立期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する 38 万円であることが確認できる。

また、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。